

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社 岐阜厚生サービス

〒500-8383 岐阜県岐阜市江添3-1-7 厚生連管理センター

対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
派遣労働者の数	5人
派遣先の数	2社
労働者派遣に関する料金額 (1日8時間当)	13,830円(令和5年度労働者派遣に関する料金額の平均額)
派遣社員の賃金の平均 (1日8時間当)	11,225円(令和5年度派遣労働者の賃金額の平均額)
マージン率	18.84%(令和5年度マージン率の平均)
教育訓練に関する事項	コンプライアンス・医療安全対策
労働者派遣法30条の4第1項 の労使協定の締結の有無	有(有効期間の終期:令和6年3月31日)
上記労使協定の対象となる 労働者の範囲	バス運転手業務に従事する従業員等
キャリアコンサルティングの 相談窓口連絡先	本社 (058)276-5690 [担当:市川]

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

■福利厚生などの制度

- 社会保険・雇用保険完備(法基準により)
- 年次有給休暇
- 産前・産後、看護等の休暇
- 育児休業、介護休業
- 夏期特別休暇
- 定期健康診断